

兵庫県公報

平成31年 2月12日 火曜日 第 3079 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示	ページ
○ 地方卸売市場における開設の許可に係る公示事項の変更（消費流通課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
公 告	
○ 入札公告（管財課）	5
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	8
企業庁公告	
○ 落札者等の公示（猪名川広域水道事務所）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（東播磨利水事務所）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（姫路利水事務所）	12
○ 同 上（同）	13

告 示

兵庫県告示第104号

地方卸売市場における開設の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場条例（昭和47年兵庫県条例第18号）第28条の規定に基づき、告示する。

平成31年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更の理由 地方卸売市場の開設者の名称の変更
- 2 変更後の開設業務を行う者に係る事項
 - (1) 開設業務を行う者の名称 西宮市場株式会社
 - (2) 開設業務を行う市場 西宮東地方卸売市場
 - (3) 取扱品目の部類 青果物及び水産物
- 3 変更前の開設業務を行う者に係る事項
 - (1) 開設業務を行う者の名称 西宮東地方卸売市場協同組合
 - (2) 開設業務を行う市場 西宮東地方卸売市場
 - (3) 取扱品目の部類 青果物及び水産物
 - (4) 許可の年月日 昭和47年12月28日
- 4 変更の年月日 平成30年12月 1 日



兵庫県告示第105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成31年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東安田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 田 芳 裕	多可郡多可町中区東安田607番地
同	山 田 雄 策	同 郡同 町中区東安田628番地
同	宮 崎 和 明	同 郡同 町中区東安田637番地
同	山 田 米 一	同 郡同 町中区東安田358番地
同	大 山 正 勝	同 郡同 町中区東安田374番地
同	宮 崎 修 身	同 郡同 町中区東安田521番地
同	宮 崎 晴 樹	同 郡同 町中区東安田613番地
同	鈴 木 伸 自	同 郡同 町中区東安田68番地 8
監 事	大 山 高 弘	同 郡同 町中区東安田549番地 2
同	大 山 政 男	同 郡同 町中区東安田347番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 山 貴 彦	多可郡多可町中区東安田362番地 3
同	高 橋 和 義	同 郡同 町中区東安田497番地 1
同	宮 崎 悟	同 郡同 町中区東安田589番地 1
同	宮 崎 孝	同 郡同 町中区東安田349番地 2
同	吉 田 幸 雄	同 郡同 町中区東安田694番地
同	鈴 木 伸 自	同 郡同 町中区東安田68番地 8
同	在 田 哲 彦	同 郡同 町中区東安田477番地
同	大 山 芳 隆	同 郡同 町中区東安田102番地 4
監 事	山 田 芳 裕	同 郡同 町中区東安田607番地
同	宮 崎 修 身	同 郡同 町中区東安田521番地



兵庫県告示第106号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成31年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	山羊
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 2頭
4 発生場所	丹波市
5 発生年月日	平成31年 1月 7日
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



兵庫県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成31年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町熊谷字栃谷口山1527の 1、1527の32から1527の54まで、字栃谷口809、810
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栃谷口山1527の 1・1527の32（以上 2筆について次の図に示す部分に限る。）、字栃谷口809
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
たつの市新宮町牧字桃木谷2123の14から2123の27まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桃木谷2123の14・2123の15・2123の23から2123の27まで（以上 7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市山崎町上ノ字川原山口966の38から966の40まで（以上 3筆について次の図に示す部分に限る。）、966

の42から966の44まで、966の47、966の48、966の67、966の69、966の72、966の73、966の78、966の84、966の85

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第110号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

朝来市和田山町竹田字小森山1761番及び1761番地先並びに字雀田2003番、2004番1、2004番2、2005番、2010番1、2011番1、2016番1、2018番1及び2020番の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第111号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成31年2月1日から同年3月31日まで

3 作業地域

西宮市高塚町地内



兵庫県告示第112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（ほ場整備）

2 作業期間

平成31年1月28日から同年3月22日まで

3 作業地域

加西市中富町地内



兵庫県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年2月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年2月12日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宗 佐 土 山 線	加古川市八幡町宗佐字内町171番1から	旧	10.0から 24.0まで	115.0	
	同 市八幡町宗佐字芝崎4番1まで	新	11.0から 30.0まで	115.0	



兵庫県告示第114号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 名称 株式会社グリーンホテル・ズ コーポレーション
 代表者の氏名 岡村隆裕
 住所 福岡県久留米市日吉町12-35
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) グリーンリッチホテル神戸三宮
 所在地 神戸市中央区御幸通四丁目312番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
 縦覧期間 平成31年2月12日から同月25日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成31年2月12日から同月25日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年2月12日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する事項

- (1) 件名
西神戸集合庁舎仮設庁舎リース
- (2) 仕様等
契約担当者が示す設計書等のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から平成31年3月31日までの間
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
上記(1)について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に兵庫県出納局管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 鳥賊
電話 (078)341-7711（内線 2621）
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間
平成31年2月12日（火）から同月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成31年3月4日（月） 午前11時 兵庫県庁第2号館11階A会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便等（書留郵便及び書留郵便に準ずるものに限る。）による入札の場合は、平成31年3月1日（金）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の

入札保証金を平成31年3月1日（金）の正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成31年3月1日（金）の午後5時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び設計書で示した業務を履行できることを証明する書類を平成31年2月18日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は前記1(1)について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 入札執行に際しては、積算内訳書を提出すること。

サ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからコマまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第396号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
 新定 I (129030007) の項中別図15を次の図面のとおりに改める。
 (「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
 平成31年2月20日(水) から同年3月6日(水) まで
- 3 改正の案の閲覧場所
 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
 〒673-1431 加東市社字西柿1075—2
 - (3) 提出期限
 平成31年3月6日(水) まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
 提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31(2019)年5月7日(火) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
社(2) I (129010004)	加東市社(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
家原・社 I (129010005)	加東市家原・社(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
河高 II (129020005)	加東市河高(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
黒石 I (129030001)	加東市永福(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中筋(1) I (129030002)	加東市天神(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中筋(2) I (129030003)	加東市天神(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中ノ垣内 I (129030004)	加東市天神・岩屋(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

山ノ下 I (129030005)	加東市岩屋・森尾（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大福 I (129030006)	加東市新定（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
新定 I (129030007)	加東市新定（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西ノ越 I (129030008)	加東市栄枝（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
常田(1) I (129030009)	加東市秋津（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
秋津台 I (129030011)	加東市秋津（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大平井 II (129030012)	加東市新定（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
新定 D II (129030016)	加東市秋津（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
長谷 B II (129030017)	加東市黒谷（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黒石 II (129030018)	加東市永福（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
天神 II (129030019)	加東市岩屋（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
岩屋 C II (129030020)	加東市岩屋（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
岩屋 B II (129030021)	加東市岩屋（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
岩屋 A II (129030022)	加東市岩屋（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
森尾 II (129030023)	加東市森尾・新定・岩屋（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
新定 A II (129030024)	加東市森尾・新定（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
吉井 A II (129030025)	加東市吉井（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
常田 B II (129030027)	加東市新定（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
新定 B II (129030028)	加東市新定（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
新定 E II (129030029)	加東市新定（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

新定CⅡ (129030030)	加東市新定（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
蔵ノ谷AⅡ (129030031)	加東市大畑（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
蔵ノ谷CⅡ (129030032)	加東市大畑（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
蔵ノ谷DⅡ (129030033)	加東市大畑（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
右支溪第五Ⅰ (229030006)	加東市岩屋（別図32のとおり）	土石流	別図32のとおり
右支溪第八Ⅰ (229030008)	加東市秋津（別図33のとおり）	土石流	別図33のとおり
右支溪第九Ⅰ (229030009)	加東市秋津（別図34のとおり）	土石流	別図34のとおり
右支溪第十一Ⅰ (229030010)	加東市秋津（別図35のとおり）	土石流	別図35のとおり
左支溪第一Ⅰ (229030012)	加東市森（別図36のとおり）	土石流	別図36のとおり
左支溪第一(4)Ⅱ (229030028)	加東市大畑（別図37のとおり）	土石流	別図37のとおり

（別図1から別図37までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成31年2月20日（水）から同年3月6日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2
 - (3) 提出期限
平成31年3月6日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月7日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

企 業 庁 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成31年2月12日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 安見文宏

- 1 落札に係る物品の名称及び数量

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量15,727,000キロワット時/年

- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険6-3
- 3 落札者を決定した日
平成31年1月23日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額
163,090,981円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年12月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成31年2月12日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 安見文宏

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量8,292,000キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険6-3
- 3 落札者を決定した日
平成31年1月23日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額
99,909,753円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年12月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成31年2月12日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 岩谷晴雄

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神出浄水場で使用する電気
予定使用電力量5,544,000キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1
- 3 落札者を決定した日
平成31年1月23日
- 4 落札者の名称及び住所

関西電力株式会社 大阪市北区中之島 3丁目 6番16号

- 5 落札金額
67,316,271円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年12月 4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成31年 2月12日

契約担当者
兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 岩 谷 晴 雄

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量4,354,000キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井 3—1
- 3 落札者を決定した日
平成31年 1月23日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島 3丁目 6番16号
- 5 落札金額
49,761,663円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年12月 4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成31年 2月12日

契約担当者
兵庫県企業庁姫路利水事務所長 西 川 尚 浩

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 船津浄水場で使用する電気
予定使用電力量14,071,000キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日
平成31年 1月23日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島 3丁目 6番16号
- 5 落札金額
150,520,748円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年12月 4日

~~~~~  
**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年2月12日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 西川尚浩

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁姫路利水事務所 市川工業用水道管理所で使用する電気  
予定使用電力量3,208,000キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日  
平成31年1月23日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額  
38,437,736円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年12月4日